

【フィリピン】金融商品・サービス消費者保護法の制定

海外立法情報課 日野 智豪

* 2022年5月6日、インターネット金融サービスの健全な育成等を目的に、金融商品・サービス消費者保護法が制定された。効果的な法執行のため、金融規制当局の権限が強化される。

1 背景・経緯

フィリピンでは、コロナパンデミックを機に、インターネットを介した金融商品取引サービスの利用者が増加しており、それに伴って、アカウント乗っ取り、ID 窃盗、フィッシング詐欺等を含むサイバー犯罪も増加している。フィリピン中央銀行（Bangko Sentral ng Pilipinas: BSP）は、2020年から2021年にかけて、消費者からの金融商品・サービスに関する42,456件の苦情を受け、それらの被害総額は、推定5億4000万フィリピンペソ¹に上ると報告している²。

2022年1月24日、増加するサイバー犯罪から消費者を保護し、インターネット金融サービスを健全に育成すること等を目的とした金融商品・サービス消費者保護法案（上院法案第2488号）が、フィリピン議会上院に提出された。法案は審議を経て、同年2月2日に可決され、同日、下院法案第6768号の修正案として、下院で採択された。同年5月6日、ロドリゴ・ロア・ドゥテルテ（Rodrigo Roa Duterte）大統領（当時）の署名を経て、全21か条から成る金融商品・サービス消費者保護法³が制定された（2022年5月17日公布、同年6月1日施行）。

2 金融商品・サービス消費者保護法の概要

(1) 立法目的（第2条）

透明、公正かつ健全な市場行動及び金融消費者紛争の公正、合理的かつ効果的な処理という条件下において、金融商品・サービスの消費者の利益を保護するために、適切な仕組みを整備することを目的とする。この目的を実現するために、国は、金融消費者（後述）の①衡平・公正な待遇を受ける権利、②金融商品・サービスの開示及び透明性を求める権利、③詐欺等から資産を保護する権利、④情報の秘匿及び保護に関する権利、⑤苦情処理及び救済に関する権利を保護するための措置を実施する。

(2) 金融消費者、金融商品・サービスの定義（第3条）

金融消費者とは、金融商品・サービスの購入、受領等を行う自然人若しくは法人又は正当に任命された代理人を指す。また、自然人、法人を問わず、金融サービス提供者（financial service provider）と現在金融取引を行っている、又は将来金融取引を行う可能性のある者を指す。

金融商品・サービスとは、金融サービス提供者が開発し、又は販売する商品・サービスを指し、貯蓄、預金、信用取引、保険、証券、投資、支払、送金、インターネットを通じてアクセスされ、提供される広範な金融サービスに関連するデジタル金融商品等が含まれる。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年3月10日である。

¹ 1フィリピンペソは約2.4円（令和5年3月分報告省令レート）。

² “Senate Approves FCPA on Third Reading,” 2022.2.2. Senate of the Philippines website <http://legacy.senate.gov.ph/press_release/2022/0202_poc3.asp>

³ Financial Products and Services Consumer Protection Act (R.A.11765). <<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/05may/20220506-RA-11765-RRD.pdf>>

(3) 金融規制当局（第3条・第5条）

金融規制当局とは、BSP、証券取引委員会（Securities and Exchange Commission: SEC）、保険委員会（Insurance Commission: IC）、協同組合開発庁（Cooperative Development Authority: CDA）を指す（第3条）。

BSP、SEC、ICは、特別法、改正法等によって、管轄する全ての金融サービス提供者に対し、この法律の規定を執行する。CDAは、金融商品・サービスを提供する協同組合に対してのみ、この法律を執行する政府機関とみなされる（第5条）。

(4) 金融規制当局の権限（第6条）

- ① **規則制定**：金融規制当局は、金融サービス提供者が提供する商品・サービスに対して課し、徴収し、又は受領する利息、手数料等の妥当性を決定することができる。また、この法律の執行によって生じる行政措置に関して、手続規則を制定することができる。
- ② **市場行動の監視及び検査**：金融規制当局の部門長及び検査官は、金融サービス提供者に対し、この法律の遵守を確認するために必要であると判断したあらゆる形式の帳簿、文書、記録等の提出を強制する権限を有する。
- ③ **市場監視**：金融規制当局は、金融商品・サービス、市場に関する情報を他の政府機関から入手することができる。他の政府機関は、それらを提供する義務を負う。
- ④ **執行**：金融規制当局は、(a)フィリピンクレジットカード産業規制法⁴に規定される利息、手数料等に関し、過剰な又は不当な利息、手数料等を継続して徴収する金融サービス提供者の法的資格の制限、(b)この法律、施行規則等に違反した金融サービス提供者の資格剥奪・営業停止処分等、6項目を行う権限を有する。
- ⑤ **消費者救済又は苦情処理メカニズム**：金融規制当局は、金融消費者の紛争・苦情に対処するため、効率的かつ効果的な消費者救済・苦情処理メカニズムを提供しなければならない。

(5) 金融サービス提供者の義務及び責任（第8条）

- ① **透明性、情報開示等**：情報開示は、金融商品・サービス契約前に行われ、金融消費者にそれらを検討するための十分な根拠と時間を与えなければならない。商品・サービス内容を変更する場合、金融消費者に通知しなければならない。また、広告資料に、金融消費者の苦情処理を行う消費者支援部門の連絡先を掲載しなければならない。
- ② **公正かつ尊重された待遇**：人種、年齢、経済力等によって金融消費者を差別してはならない。また、金融消費者に対し、乱暴な取立て及び債権回収を行ってはならない。
- ③ **情報の秘匿及び保護**：金融消費者のプライバシーを尊重し、[個人]情報を保護しなければならない。
- ④ **金融消費者保護支援メカニズム**：各金融サービス提供者は、金融取引に関する懸念について、金融消費者が無償で支援を受けられる消費者支援メカニズム（苦情・質問・要望対応を含む。）を確立しなければならない。

(6) 権利の放棄の禁止（第12条）

①金融サービス提供者を訴える権利、②情報を受け取る権利、③苦情に対処し解決してもらう権利、④非公開情報を保護してもらう権利を金融消費者が放棄したり、奪われたりするような金融商品・サービスは違法となる。

⁴ Philippine Credit Card Industry Regulation Law (R.A.10870). <<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2016/07jul/20160717-RA-10870-BSA.pdf>>